目 次

第1章 総則	J	1 - 1
第1条	約款の適用	1 - 1
第2条	約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 - 1
第3条	用語の定義	1 - 1
第2章 3G	通信サービスの種類等	2 - 1
第4条	3G 通信サービスの種類	2 - 1
第5条	営業区域	2-2
第3章 契約	j	3 - 1
第1節 30	G サービスに係る契約 ······	3 - 1
第6条	契約の種別	3 - 1
第7条	契約の単位 ······	3 - 1
第8条		3 - 1
第9条		3 - 1
	契約者識別番号	3-2
	請求による契約者識別番号の変更	3-2
	契約者回線の利用の一時中断	3-3
	72 (削除)	3-3
	3G サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係	3-3 3-3
	3G サービス契約者の地位の承継	3-3
	3G サービス契約者の氏名等の変更の届出	3-4
	3G サービス契約者が行う 3G サービス契約の解除	3-4
	当社が行う 3G サービス契約の解除	3-4
	3G サービス契約者の契約者確認	3 - 5
21.		
第2節 30	G プリペイドサービス(s)に係る契約	3-5
第20条	3G プリペイドサービス(s)契約のタイプの選択	3 - 5
	3G プリペイドサービス(s)契約申込みの承諾	3 - 5
	3G プリペイドサービス(s)契約に係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間	3 - 5
	契約者回線の利用の一時中断	3-6
第24条	(削除)	3-6
	当社が行う 3G プリペイドサービス(s)契約の解除	3-6
第26条	その他の提供条件	3-6
第3節 30	G サービス(f)に係る契約	3 - 7
笙 26 冬	か2 3G サービス(f)契約申込みの承諾	3 - 7
	か3 その他の提供条件	3-7
214 = 514		
第4節 30	G サービス(s)に係る契約	3-7
	7.4 3G サービス(s)契約申込みの承諾	3 - 7
	かち その他の提供条件	3-8
第5節 30	G サービス(i)に係る契約	3-8
第26条	の6 3G サービス(i)契約申込みの承諾	3-8
	77 その他の提供条件	3-9

第6節	(削除)		3-9
第26	条の8	(削除)	3-9
第26		(削除)	3-9
第7節	モジュー	ールサービス(i)に係る契約	3-9
第26	条の10	モジュールサービス(i)契約申込みの方法	3-9
		その他の提供条件	3-9
第8節	, ,		3-9
	条の12	(削除)	3-9
	条の13 条の14	(削除) ····································	3 - 10 3 - 10
	来の14 条の15		3 - 10
A1 20	7(1)	(Halan)	0 10
第9節	特定契約	的サービス (4G) に係る契約	3 - 10
		特定契約サービス(4G)に係る契約	3 - 10
第26	条の17	その他の提供条件 ·····	3 - 10
第4章 付	力加機能		4 - 1
		機能の提供等	4 - 1
第28	条付加	機能の利用の一時中断	4 - 1
第5章 3	Gチッフ	⁹ 等	5 - 1
第1節	3G チッ	プ等	5 - 1
第29	条 3G ·	チップ等	5 - 1
	-	1者識別番号の登録等	5 - 1
		チップの変更	
		3G チップ(e)等に登録した情報の変更	5 - 1
第31	条の3 冬 20:3	3G チップ(e)等に登録した情報の消去 チップの返還	5-1 5-2
舟 32	余りは、	7 9 7 0 1000 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5-2
第2節	自営端	末設備の接続等	5-2
		, 端末設備の接続	5-2
		端末設備に異常がある場合等の検査	
		端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
第36	条 自営	端末設備の電波法に基づく検査	5-3
第6章 自	自営電気	通信設備の接続等	6 - 1
第37	条 自営	:電気通信設備の接続	6 - 1
		:電気通信設備に異常がある場合等の検査	6-1
		電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
第40	条 自営	電気通信設備の電波法に基づく検査	6 - 1
第7章 系	利用中止力	及び利用停止	7 - 1
第41	条 3G	通信サービスの利用中止	7 - 1
第42	条 3G	通信サービスの利用停止	7 - 1
第42	条の2	3G プリペイドサービス(s)の利用停止	7-2

第8章	通信		8 - 1
第1節	通	信の種類等	8-1
		通信の種類等	8 - 1
		契約者回線との間の通信	8 - 1
		D2 (削除)	8 - 1
第4	5条	相互接続接点との間の通信	8-2
第2節	通	信利用の制限等	8-2
第46	6条	通信利用の制限	8-2
第47	7条	通信の切断	8 - 4
第48	3条	通信時間等の制限	8 - 4
第3節	通	信時間等の測定等	8-4
第49	9条	通信時間等の測定等	8 - 4
第9章	料金	等	9-1
第1節	料	金及び工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9-1
第50)条	料金及び工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 - 1
第2節	料	金等の支払い義務	9-1
第51	1条	基本使用料等の支払い義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 - 1
第52	2条	通信料の支払い義務	9-2
		解除料の支払義務	9-2
		手続きに関する料金の支払い義務	9-2
		02 ユニバーサルサービス料の支払い義務	9-2
		3 電話リレーサービス料の支払い義務 工事費の支払い義務	9-3
	-	工事質の支払い 2 契約者以外の者による料金の支払い	9-3 9-3
第3節	料	金の計算等	9-3
第56	条	料金の計算等	9-3
第4節	預	託金	9-3
第57	7条	預託金	9-3
第5節	割	増金及び延滞利息	9-4
		割増金 延滞利息	9-4 9-4
第6節	相	互接続通信の料金の取扱い	9-4
第60)条	相互接続通信の料金の取扱い	9-4
第7節	(肖	J除)	9-4
第60)条(O2 (削除)	9-5

第1	10章	呆守	10 - 1
	第61	条 当社の維持責任	10 - 1
	第62	条 契約者の維持責任	10 - 1
	第63	条 契約者の切分責任 ····································	10 - 1
	第64	条 修理又は復旧	10 - 1
第1	1 章	員害賠償	11 - 1
	第65	条 責任の制限	11 - 1
	第66	条 免責	11 - 1
第1	2章	維則	12 - 1
		条 番号案内	12 - 1
		条 相互接続番号案内料の支払い義務	12 - 1
		秦 発信者番号通知	12 - 1
		条 料金情報通知 ······	12 - 1
		条	12 - 1
		条 承諾の限界	12 - 2
		条の2 書面等の提出等 ····································	12 - 2
		* 利用に係る契約者の義務	12 - 2
		* 工事等の端末設備の持込み	12 - 3
		条 技術的事項及び技術資料の閲覧等	12 - 4
		条 インターネット接続サービスの利用等	12–4
		条 国際アウトローミング機能の利用等	12 - 4
		条 (削除)	12 - 4
		条 有料情報サービスに係る債権の譲受け等	12 - 4
		条の2 回収代行サービスに係る取扱い	12-5
		条 契約者に係るパーソナルデータの利用	12-6
		条 契約者に係るパーソナルデータの第三者提供	12 - 6
		その2 任氏宗収得の问息 条 法令に関する事項等	12–7 12–7
		* 伝තに関する事ではず * 電気通信サービスの休止及び廃止	12-7
		もまで轄	12-7
		条	12 - 7
第1	3 章	寸随サービス	13 - 1
	第86	条 付随サービス	13 - 1
料金	表		料-1
	通 則		則- 1
	第1表	ru a	基- 1
	第2表	工事費	工- 1
	第3表	証明手数料	他 - 1
		付随サービスに関する料金等	他- 1
附	則 …		附- 1
別	記 …		記- 1